

## 尼崎市総合計画審議会条例

昭和 52 年 10 月 6 日  
条例第 42 号

### (設置)

第 1 条 本市の総合計画に関する重要な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議させるため、尼崎市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (組織)

第 2 条 審議会は、委員 35 人以内で組織する。

2 委員は、総合計画について知識経験を有する者及び市議会議員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

### (会長等)

第 3 条 審議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

### (招集)

第 4 条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

### (会議)

第 5 条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (部会)

第 6 条 審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 第 3 条第 2 項及び第 3 項並びに第 4 条の規定は、部会について準用する。

### (意見の聴取等)

第 7 条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

### (委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

### 付 則

#### (施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 53 年 1 月 20 日規則 2 号で、昭和 53 年 1 月 21 日から施行)

#### (招集の特例)

2 最初に招集される審議会は、第 4 条の規定にかかわらず、市長が招集する。

### 付 則 (平成 21 年 5 月 21 日条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。